

ごうぎん地域おこし型私募債寄贈事業 交付先登録団体募集要項

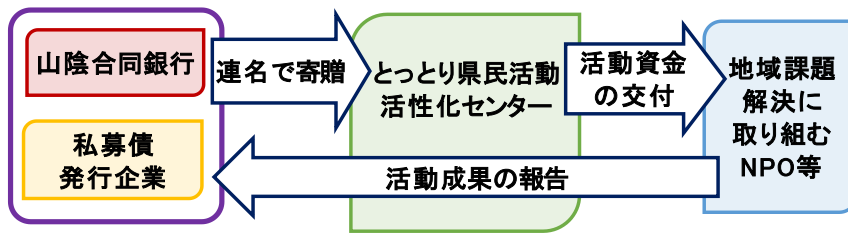
この事業は、株式会社山陰合同銀行と連携して、企業が発行する私募債（寄贈型私募債「地域おこし型」）の発行金額に応じた金額を、山陰両県の地域課題解決に取り組む団体の活動資金として交付するものです。

鳥取県では、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）が寄贈金を受入れ活動資金の交付を行います。

《寄贈型私募債「地域おこし型」とは》

私募債発行金額の0.2パーセントを発行企業と山陰合同銀行が連名で、地域課題解決に取り組む団体の活動資金としてセンターに寄贈する。

センターは、発行企業の希望に基づいて団体を選定し、受贈金を該当団体に交付する。



活動資金を受けるためには、事前に団体登録が必要です。

登録団体は、センターのウェブサイトで公開し、その中から、発行企業が交付先団体を決定します。

発行団体が交付先団体を決定できない場合は、センターが設置する選考委員会により交付先団体を決定します。

1 登録条件

次の条件を満たすこと

区分	特定非営利活動促進法に定める特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）	NPO 法人以外の市民活動団体（法人格の有無は問わない。以下「市民活動団体」という。）
所在地等	県内に事務所又は活動拠点を有する	
活動分野	活動内容が以下に定める10分野に分類	
活動実績	活動実績（NPO 法人認定前の活動を含む）が1年以上	活動実績が1年以上
CANPAN(*)	登録及び星(★)2以上の情報を開示	登録及び星(★)3以上の情報を開示
排除事項	次の項目にすべて該当しない。 ○団体運営に係る経費（「管理費」）の5割以上を国又は地方公共団体の資金で賄われている。 ○政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体 ○暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体 ○団体として実態のないもの	次の項目にすべて該当しない。 ○団体運営に係る経費（「管理費」）の5割以上を国又は地方公共団体の資金で賄われている。 ○政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体 ○暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体 ○営利を主たる目的とする団体 ○団体として実態のないもの

* CANPAN(カンパンとは)

CANPAN プロジェクトは、日本財団および特定非営利活動法人 CANPAN センターによる、市民、NPO、企業などの活動を支援し、連携を促進することで、民間主体のより豊かな社会づくりに貢献することを目指すソーシャルプロジェクトであり、公益活動、市民活動を情報という側面から応援するために運営しているウェブサイトが CANPAN です。NPO 等は情報公開・情報発信をすることで広く市民に知られ理解されることが必要です。CANPAN に団体登録をすることで、情報公開・情報発信を行うことができます。★（1つ）から★★★★★（5つ）で情報開示レベルがわかります

・ CANPAN サイト <http://fields.canpan.info/>

[活動分野]

分野	活動内容等
環境の保全(景観保全を含む)	環境の保全、まちなみの景観保全など
子育てや社会教育の推進	子どもの健全育成、社会教育の促進など
健康づくりや福祉の充実	健康、医療、福祉の増進など
文化やスポーツの振興	学術、文化、芸術、スポーツの振興など
農山漁村又は中山間地域の振興	農山漁村、中山間地域など
にぎわいのある地域づくり	観光の振興、まちづくりの推進
経済の活性化	経済活動の活性化、職業能力開発、雇用機会の拡充など
誰もがいきいきと暮らせる社会の実現	人権擁護、平和の推進、国際協力、男女共同参画社会の促進など
安全な暮らしの推進	災害救援、地域の安全、消費者の保護など
科学技術の振興	情報化社会の発展、科学技術の振興など

2 申請方法

「交付先団体登録申請書」を作成していただき、添付資料とともに、センターまで郵送又は持参してください。なお、申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

また、提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

3 申請書類

NPO 法人と市民活動団体によって添付書類が異なりますので、御注意ください。

区分	NPO 法人	市民活動団体
申請書類	交付団体登録申請書	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画書（直近の事業年度のもの） ○活動予算書（直近の事業年度のもの） ○団体役員名簿（主要な構成員（10名以内）の氏名及び役割に係るもの） ○定款の写し ○設立趣意書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画書（直近の事業年度のもの） ○収支予算書（直近の事業年度のもの） ○団体規約 ○団体役員名簿（主要な構成員（10名以内）の氏名及び役割に係るもの）

4 審査方法

登録審査は、申請のあった団体が登録要件を満たしているかなどの観点から行います。

登録の審査結果は、申請を受理した日から1か月程度の後通知します。

5 有効期限

登録の有効期限は、登録日の属する年度の翌々年度の6月末日までとなります。

なお、引き続き登録を希望する場合は、有効期限の1月前までにセンターへ申請しなければなりません。この場合の有効期限は、再登録日の属する年度の翌年度の6月末日までとなります。

6 活動報告

登録団体の活動状況を把握するため、翌年度の6月末日までに、次の書類を提出していただくこととなります。ただし、提出書類のすべてを日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に掲載している場合は、提出を省略することができます。

なお、提出期限までに関係書類の提出がない場合には、団体登録を一時停止することがあります。

- 前年度の事業報告書又はこれに準じるものの写し
- 前年度の貸借対照表、活動計算書及び財産目録又はこれに準じるものの写し
- 最新の団体役員名簿

7 問合せ・申請先

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（担当：谷・上山）

〒682-0023 鳥取県倉吉市山根 557-1 パープルタウン2階

電話：0858-24-6460 ファクシミリ：0858-24-6470

ホームページ：http://tottori-katsu.net 電子メール：info@tottori-katsu.net